

令和8年度 新規就農里親前基礎研修実施要領

1 趣旨

この要領は新規就農支援里親協働事業実施要綱に定める新規就農里親前基礎研修事業の実施に関し、必要な事項を定める。

2 目的

将来長野県内で就農を希望する者のうち、農業経験の少ない者、新規参入者等を対象に、基礎的な農業技術・知識の習得ができるように、講義、実習等を実施し、農業経営に必要なスキルを習得させる。

また、就農コーディネーターとの就農相談により、新規就農里親研修等への円滑な移行など、個々の実情に添った就農に導くことを目的とする。

3 対象者

長野県内での就農等を目指す者

4 研修受講要件

- (1) 将来、農業経営者として独立し、農業所得により生計を立てるビジョンと目標が明確である者。
- (2) 具体的に就農予定の経営品目や就農予定地に係る情報収集を行い、栽培品目、就農希望地、経営規模などの目標を有すること。
- (3) 面談日までの直近3年以内に農業大学校研修部等が実施する就農相談や就農体験研修等に複数回参加していること。
- (4) 受講申し込みまでに、当研修部を訪問し面談及び施設見学を終了していること。
- (5) 原則として、受講申し込み時の年齢がおおむね50歳未満であること。
- (6) 運転免許（普通自動車）を取得していること（受講申し込み面接後の研修受講許可者で3月末までに取得予定の者を含む）。

5 研修期間

4月から翌年3月までとする。ただし、研修部における研修期間は4月から12月までとし、1月から3月は研修生各自が課題を設定して行う課題研修を中心に、研修部での週1日程度の集合研修をあわせた複合的な研修とする。

なお、校長が特に認める場合は、この限りではない。

6 研修場所

長野県農業大学校 研修部

住所 〒384-0807 長野県小諸市山浦 4857-1、電話 0267-22-0214 FAX 0267-22-0241

電子メール nodaikomoro@pref.nagano.lg.jp

7 研修内容

- (1) 基礎的な農業、農村及び作物の栽培・出荷・販売に関する講義、実習
- (2) 稲作、野菜、果樹、花き等の基本を学ぶ共同実習
- (3) 専攻作物の実践ほ場管理及び農産物の販売実習
- (4) 先進農家研修（対象：研修部長が妥当と認める者 6月から11月）
- (5) 先進農業者等の視察
- (6) 農業関連資格の取得（大型特殊（農耕車）、けん引（農耕車）、車両系建設機械及びフォークリフト運転技能講習他）
- (7) 農産物の出荷・販売（マーケティング）の視察・講義

(8) その他就農等に必要な研修

8 就農支援内容

- (1) 農業農村支援センターの就農コーディネーターと連携した新規就農里親研修事業等への移行支援
- (2) 農業経営計画の作成

9 研修コース

野菜・花きコース・果樹コース・作物コース

(研修途中でのコース変更は原則不可)

10 募集人員

20 名程度 (研修受講の可否は書類審査及び面接により決定)

11 研修費用

- (1) 受講料は 48,000 円／年
- (2) 教科書代、資格試験、及び先進農家研修往復のガソリン代、研修宿舍宿泊費等は自己負担
- (3) 農家研修謝金、外部講師謝金、実習材料費は県負担
- (4) 授業料は年額の 2 分の 1 に相当する額をそれぞれ 4 月及び 10 月の所定の期日に納付する。

12 宿舍

- (1) 世帯用宿舍 (6 世帯)、単身者用宿舍 (19 人分)
- (2) 宿舍使用料は無料、電気、ガス、水道料、浄化槽一部負担金、共益費は実費、その他修繕費積立
- (3) 夫婦で世帯用宿舍に入居希望の場合は原則、両者とも研修を受講すること。

13 研修受講申し込み及び研修受講の可否

- (1) 申込用紙 様式－基礎 1 号・基礎 2 号
- (2) 受付期間及び面接日 別に定める
- (3) 申込先 長野県農業大学校研修部
- (4) 研修受講の可否 面接日から 14 日程度で受講の可否を通知
- (5) 研修受講誓約書 様式－基礎 3 号

14 研修の中止

農業大学校長は、研修開始後に事故やけがの発生、不信行為、素行不良などの理由により研修を継続することが困難であると認めた場合には、新規就農里親研修生に対して研修の中止を指示することができるものとする。(様式 4 号)

15 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。